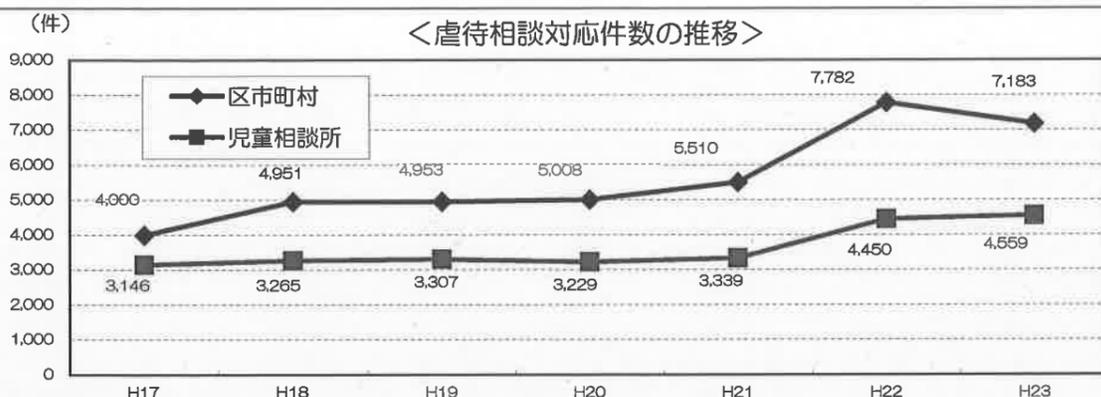


平成25年6月7日
児童福祉審議会

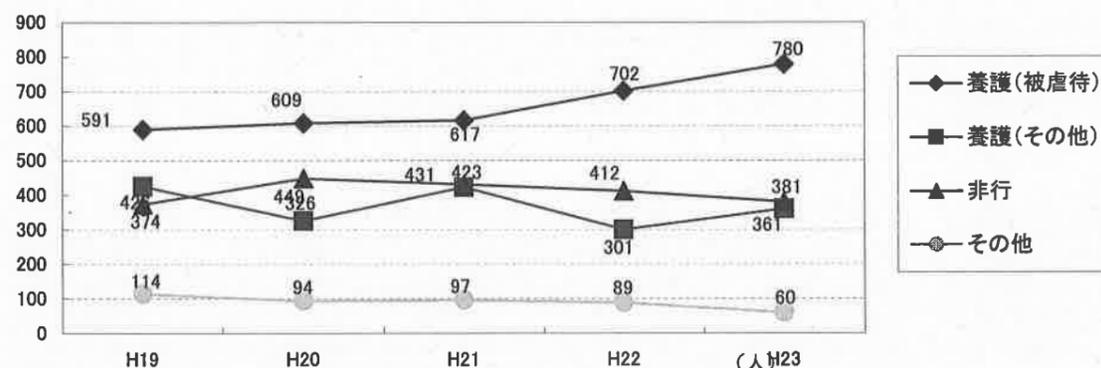
児童相談援助体制の充実

1 現状と課題

◆ 東京都、区市町村とも、虐待相談件数が増加



- ◆ 被虐待を理由とする一時保護件数が増加
- ◆ 保護者の意に反した一時保護など、対応困難なケースも増加



〈児童相談所と一時保護所〉(平成25年4月現在)



2 これまでの主な取組

東京都の体制拡充

- 【児童相談所】
 - 児童福祉司の増員
平成13年度 106人 ⇒ 平成23年度 183人
 - 児童心理司の増員
平成18年度 41人 ⇒ 平成24年度 65人
 - 各児童相談所に虐待対策班を設置(平成15年度)
 - 児童福祉相談専門課長の配置(平成20年度)
 - 専門的非常勤職員の配置(平成24年度 新規)
 - ・虐待対応強化専門員(警察官OB) 10人
 - ・医療連携専門員(保健師) 4人
- 【一時保護所】
 - 定員の拡充
平成18年 128名 ⇒ 平成21年 168名

区市町村の体制強化

- 【子供家庭支援センター】
平成15年度～
 - 先駆型子供家庭支援センター制度創設
 - ・平成25年1月現在 52か所設置
- 平成21年度～
 - 虐待対策ワーカーの増配置
 - 心理専門支援員の配置
- 平成23年度～
 - 虐待対策コーディネーターの配置

3 平成25年度の取組

1 東京都の取組の強化

- 【児童相談所】
 - 児童福祉司を13人増員(183人⇒196人)
 - 医療連携専門員(保健師の有資格者)を全児童相談所に配置(4人⇒11人)
 - 外部講師や児童福祉司OB等を研修講師として活用し、演習型研修を充実【新規】
(児童福祉司等OB新規配置 4人)
- 【一時保護所】
 - 一時保護所定員を24名分増(168名⇒192名)
 - ・江東児童相談所の一時保護所開設
 - ・子供家庭総合センター設置に伴う一時保護所の拡充(平成25年2月)
 - 学習指導員(非常勤職員)を増配置(10人⇒18人)

2 区市町村の取組の強化

- 【子供家庭支援センター】
 - 子供家庭支援センター職員のスキルアップを図るため、児童相談所との合同研修を実施【新規】
 - 区市町村が、在宅サービスを活用しつつ児童虐待を未然に防止できるような手法を提案し、実践につなげられるよう「虐待防止支援モデルプラン」を開発【新規】

3 都と区市町村共通の取組

- 「東京ルール」の見直し及び児童相談所と子供家庭支援センターの児童家庭相談援助ガイドライン(仮称)の策定

虐待防止支援モデルプランの開発

1 「虐待から子どもたちを守るために」 (平成24年9月11日東京都児童福祉審議会提言)

- 都における児童虐待の現状は、児童虐待防止法施行以降、虐待相談件数は増加の一途をたどり、加えて、一時保護など法的対応の増加に見られるように、支援が困難な事例も増加している。
- こうした状況に適切に対応していくためには、地域・関係諸機関による虐待の未然防止、早期対応、支援の取り組みを強化するとともに、児童相談所や子供家庭支援センターにおける体制の質的・量的な強化が不可欠である。

《要支援家庭（虐待ハイリスク群）への介入的支援の充実》

- 虐待ハイリスク群は、地域や親族から孤立し、自ら周囲に支援を求めたり、子育て支援サービスを利用することに消極的な家庭など、行政が関与しにくい家庭が多いが、支援がなければ深刻な事態に陥る可能性がある。
- こうした家庭は、子供家庭支援センターが、アセスメントなどを行った上で支援方針を定め、家庭訪問などを積極的に行いながら、養育相談やショートステイ、ホームヘルプサービスなどの子育て支援サービスを活用して支援し、リスクを低減することが求められる。
- これらのアプローチは、効果が短期間に現れにくく、また工夫が必要な場合も多いことから、一定の経験、スキル、ノウハウが必要とされる。

そこで、
次の視点を踏まえた取組を実施し、
区市町村が活用できるプランを開発

- これまでよりも、多くの虐待ハイリスク群を発見するための手法を提案し、実践
- 虐待ハイリスク群の家庭が必要としている支援を的確に把握できる手法を提案し、実践
- 具体的に提供する在宅サービスを、より効果的に行うための手法を提案し、実践

虐待防止支援
モデルプラン
を開発

2 モデルプラン開発の考え方

- 区市町村が在宅サービスを活用しつつ虐待を効果的に未然防止できるよう、外部の専門機関の助言を受けながら、区市町村の事業について①課題抽出、②目標値設定、③実行、④評価を実施する。
- 専門機関はその結果に基づき、技術・ノウハウを抽出・集約して、東京都におけるモデルプランを作成する。
- その後、作成したモデルプランを用いて研修等を実施し、各区市町村へ還元する。

【事業スケジュール等】

- 都内3自治体程度に協力を要請して実施予定
- ・平成25年度 調査委託（1年目）
- ・平成26年度 調査委託（2年目）